

札幌市長 秋元 克広 様  
札幌市教育長 山根 直樹 様

月寒・東月寒地区学校配置検討委員会  
代表委員

「あやめ野小学校、月寒小学校、月寒東小学校を中心とした  
学校施設・地域コミュニティ施設の再構築」に関する意見書

## 記

- 1 月寒・東月寒地区の小学校再編及び児童会館の複合化について
  - (1) 小学校再編の考え方  
児童の教育環境の向上を図る観点から、月寒・東月寒地区のあやめ野小学校、月寒小学校、月寒東小学校を再編する。
  - (2) 小学校再編の実施方法
    - ア 児童の通学距離や建築物の耐用年限等を考慮し、現在の月寒小学校及び月寒東小学校の敷地を活用して再編する。
    - イ 再編にあたっては、学校施設の築年数や、既存の学校施設では再編後の児童を収容できないことを踏まえ、月寒小学校校舎を改築し、月寒東小学校校舎は増築することで、三校の児童が新しい気持ちで通学できるよう十分な配慮を行うこと。
  - (3) 児童会館の複合化  
札幌市の地域コミュニティ施設の複合化の方針に基づき、児童会館を月寒小学校に複合化することとし、その運用にあたっては児童の安全確保や学習環境の向上に最大限配慮すること。
  - (4) 再編時期  
建築資材や人材の不足など、近年の建築事業にまつわる社会情勢を踏まえると、工事等のスケジュールが見通せない状況にあるが、一年でも早く増改築を含めた教育環境の整備がなされ、再編が実現するよう最大限の配慮を行うこと。
- 2 通学区域案  
現状の通学区域が小学校は別紙図面1、中学校は別紙図面4となっているところ、月寒小学校の改築及び月寒東小学校の増築による学校施設の整備に先立って、小学校の通学区域については別紙図面2、中学校の通学区域については別紙図面5のとおりに通学区域を変更することを望む。  
また、学校施設整備を経ての、小学校再編後の通学区域については、別紙

図面3のとおりに設定することを望む。

なお、別紙図面2及び別紙図面5のとおり通学区域変更が行われた場合、あやめ野小学校で一緒に過ごした友だちと一緒にの学校に通学できるよう、下記の区域においては「指定変更区域」を設定するなどにより、あやめ野小学校または月寒小学校、あやめ野中学校または月寒中学校のいずれの学校にも通学できるよう配慮されたい。

通学区域見直し・指定変更区域の対象区域	現在の指定校	見直し後の指定校	選択可能校
月寒東1条7丁目	あやめ野小学校	月寒小学校	あやめ野小学校
月寒中央通7丁目(6番～8番)	あやめ野中学校	月寒中学校	あやめ野中学校

※上記の表について、中学校の指定変更区域については、「あやめ野小学校に通学していた児童」があやめ野中学校を選択できるものとする。

### 3 通学安全に関する要望等

通学距離が長くなる児童や通学路が変更される児童もいることから、学校や保護者、地域等は、これまで以上に連携を深め、地域全体の課題として除雪を含めた児童の通学安全に関する取組を充実させていくことが必要と考える。

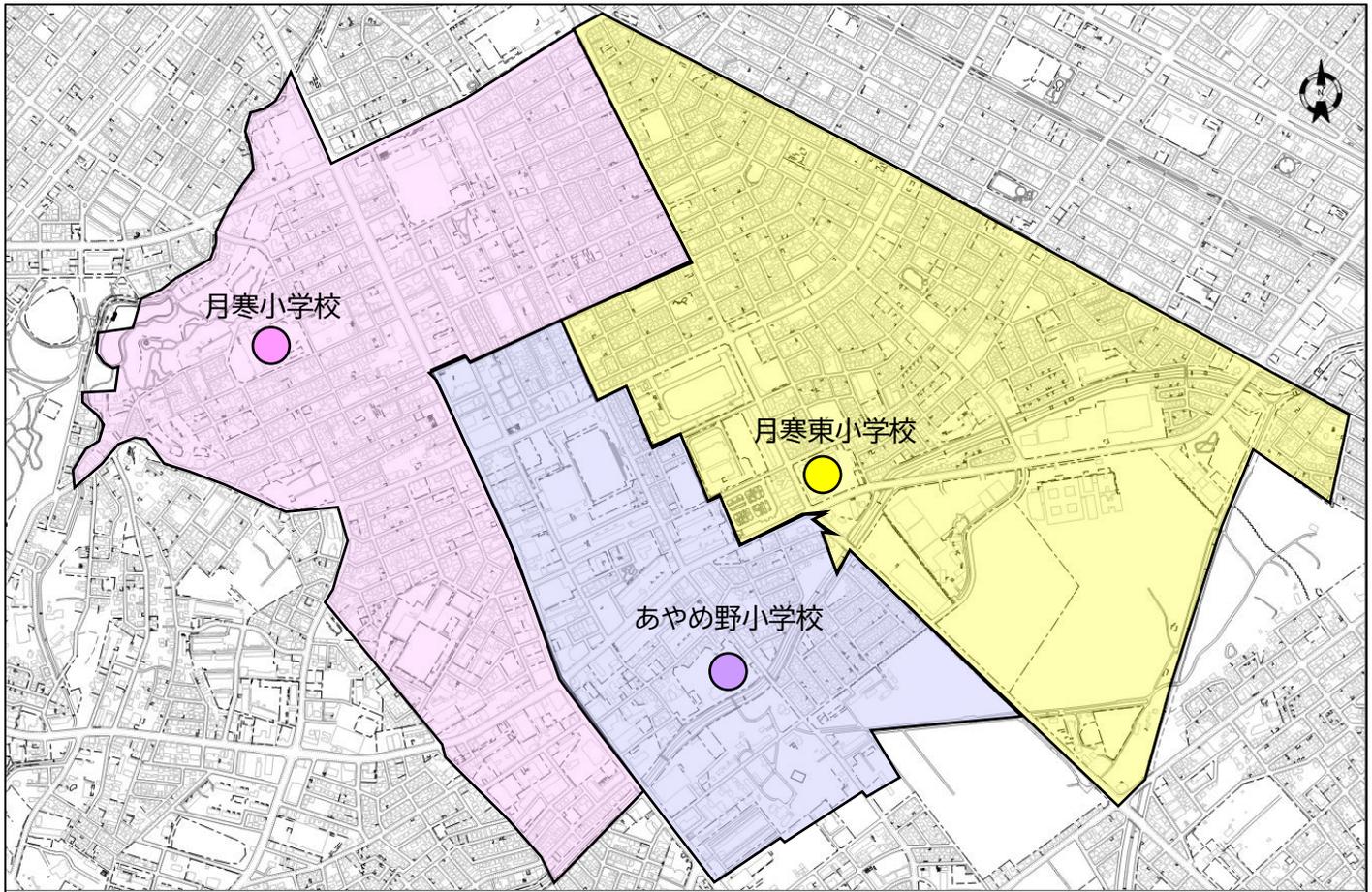
札幌市と札幌市教育委員会は、これらの取組に協力するほか、児童が安全かつ円滑に通学できるよう十分配慮すること。

### 4 その他の要望

- (1) 小学校の再編に向けて、児童や保護者、学校間の交流事業等を実施するなどし、児童や保護者が安心して再編後の小学校における活動を行える環境を整えること。
- (2) 小学校の再編前後においては、教職員の業務負担増が考えられることから、児童により良い教育環境を整えるため、教員の追加配置等に配慮すること。
- (3) 再編後の小学校においては、三校の特色ある教育内容やその歴史等に配慮しつつ、未来志向の「新しい学校づくり」を進めること。  
なお、再編後の学校名については、新たな協議体を設置の上、検討を進めて頂きたい。その検討にあたっては、本検討委員会が出た意見も充分考慮の上検討すること。
- (4) あやめ野小学校の跡活用については、あやめ野小学校の閉校時期が見通せた段階において札幌市役所内部の公共利用の有無を調査することとし、活用意向がない場合には、新たな協議体を設置の上、地域の意見を十分に踏まえながら、民間事業者への売却を前提とした活用方法を検討すること。

最後に、今回の再構築の取組により、子どもの教育環境の改善はもとより、この月寒・東月寒地区が一層魅力ある地域になることを望みます。

# 別紙図面1 現状の小学校通学区域

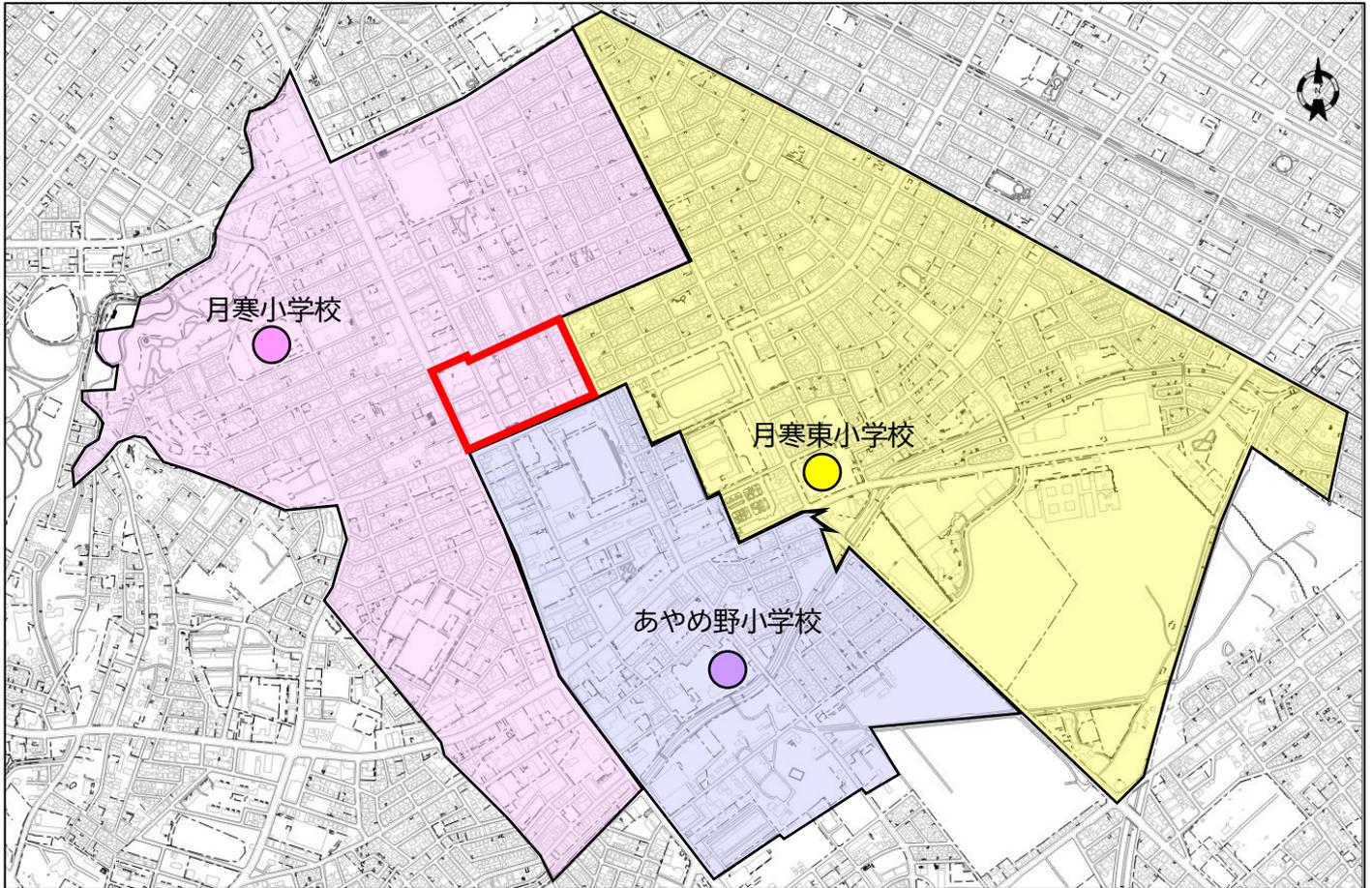


あやめ野小学校	
豊平区 月寒中央通 7 丁目(6 番～8 番) 月寒中央通 8 丁目(3 番～4 番) 月寒中央通 9 丁目(3 番) 月寒中央通 10 丁目(3 番～6 番) 月寒中央通 11 丁目(4 番～7 番) 月寒東 1 条 7 丁目～13 丁目 月寒東 2 条 8 丁目(1 番～2 番 4 番～5 番)	月寒東 2 条 9 丁目(1 番～6 番) 月寒東 2 条 10 丁目(1 番～2 番 3 番 1 号～2 号 39 号～44 号) 月寒東 2 条 11 丁目(9 番 11 号を除く) 月寒東 2 条 12 丁目 月寒東 2 条 13 丁目(1 番～2 番 4 番～5 番)

月寒東小学校	
豊平区 月寒東 2 条 7 丁目 月寒東 2 条 8 丁目(3 番) 月寒東 2 条 9 丁目(7 番～8 番) 月寒東 2 条 10 丁目(3 番 3 号～38 号 4 番) 月寒東 2 条 11 丁目(9 番 11 号)	月寒東 3 条 3 丁目～10 丁目 月寒東 3 条 11 丁目(1 番 3 番 15 番) 月寒東 4 条 6 丁目～11 丁目 月寒東 5 条 5 丁目～14 丁目

月寒小学校	
豊平区 月寒中央通 1 丁目(1 番) 月寒中央通 2 丁目(1 番) 月寒中央通 3 丁目～6 丁目 月寒中央通 7 丁目(1 番～5 番) 月寒中央通 8 丁目(1 番～2 番) 月寒中央通 9 丁目(1 番～2 番) 月寒中央通 10 丁目(1 番～2 番) 月寒中央通 11 丁目(1 番～3 番)	月寒東 1 条 3 丁目～6 丁目 月寒東 2 条 3 丁目～6 丁目 月寒西 1 条 2 丁目～11 丁目 月寒西 2 条 4 丁目～7 丁目 月寒西 3 条 4 丁目～6 丁目 月寒西 3 条 7 丁目(1 番～2 番) 月寒西 4 条 5 丁目

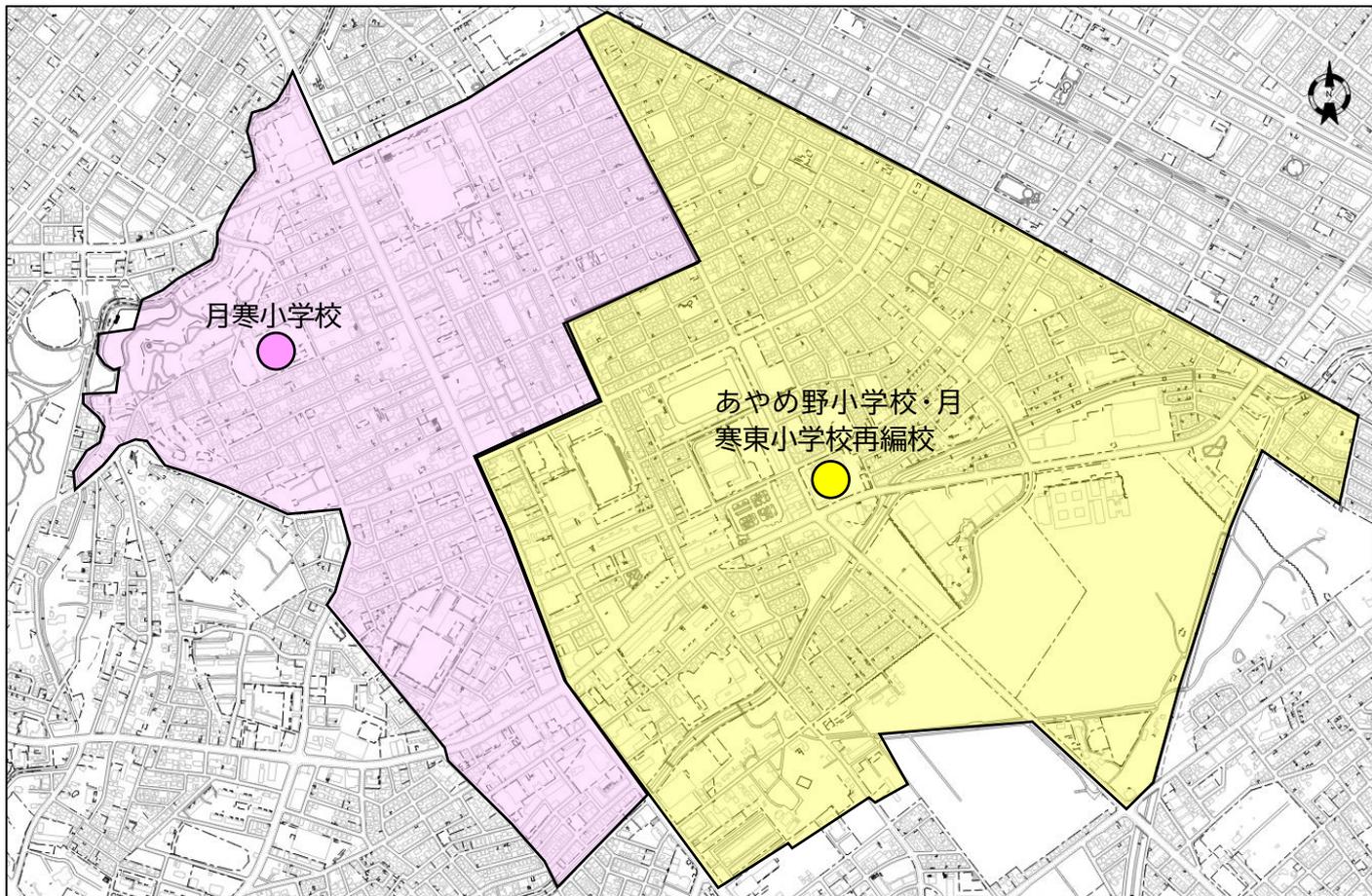
## 別紙図面2 変更後の小学校通学区域及び指定変更区域



赤字表記は変更となる部分

あやめ野小学校	
豊平区 月寒中央通 8 丁目(3 番～4 番) 月寒中央通 9 丁目(3 番) 月寒中央通 10 丁目(3 番～6 番) 月寒中央通 11 丁目(4 番～7 番) 月寒東 1 条 8 丁目～13 丁目 月寒東 2 条 8 丁目(1 番～2 番 4 番～5 番)	月寒東 2 条 9 丁目(1 番～6 番) 月寒東 2 条 10 丁目(1 番～2 番 3 番 1 号～2 号 39 号～44 号) 月寒東 2 条 11 丁目(9 番 11 号を除く) 月寒東 2 条 12 丁目 月寒東 2 条 13 丁目(1 番～2 番 4 番～5 番)
月寒東小学校	
豊平区 月寒東 2 条 7 丁目 月寒東 2 条 8 丁目(3 番) 月寒東 2 条 9 丁目(7 番～8 番) 月寒東 2 条 10 丁目(3 番 3 号～38 号 4 番) 月寒東 2 条 11 丁目(9 番 11 号)	月寒東 3 条 3 丁目～10 丁目 月寒東 3 条 11 丁目(1 番 3 番 15 番) 月寒東 4 条 6 丁目～11 丁目 月寒東 5 条 5 丁目～14 丁目
月寒小学校	
豊平区 月寒中央通 1 丁目(1 番) 月寒中央通 2 丁目(1 番) 月寒中央通 3 丁目～6 丁目 月寒中央通 7 丁目 月寒中央通 8 丁目(1 番～2 番) 月寒中央通 9 丁目(1 番～2 番) 月寒中央通 10 丁目(1 番～2 番) 月寒中央通 11 丁目(1 番～3 番) 月寒東 1 条 3 丁目～7 丁目 月寒東 2 条 3 丁目～6 丁目	月寒西 1 条 2 丁目～11 丁目 月寒西 2 条 4 丁目～7 丁目 月寒西 3 条 4 丁目～6 丁目 月寒西 3 条 7 丁目(1 番～2 番) 月寒西 4 条 5 丁目 ※通学区域のうち、下記の区域はあやめ野小学校と選択 できる指定変更区域。 月寒中央通 7 丁目(6 番～8 番) 月寒東 1 条 7 丁目

### 別紙図面3 学校再編後の小学校通学区域



赤字表記は変更となる部分

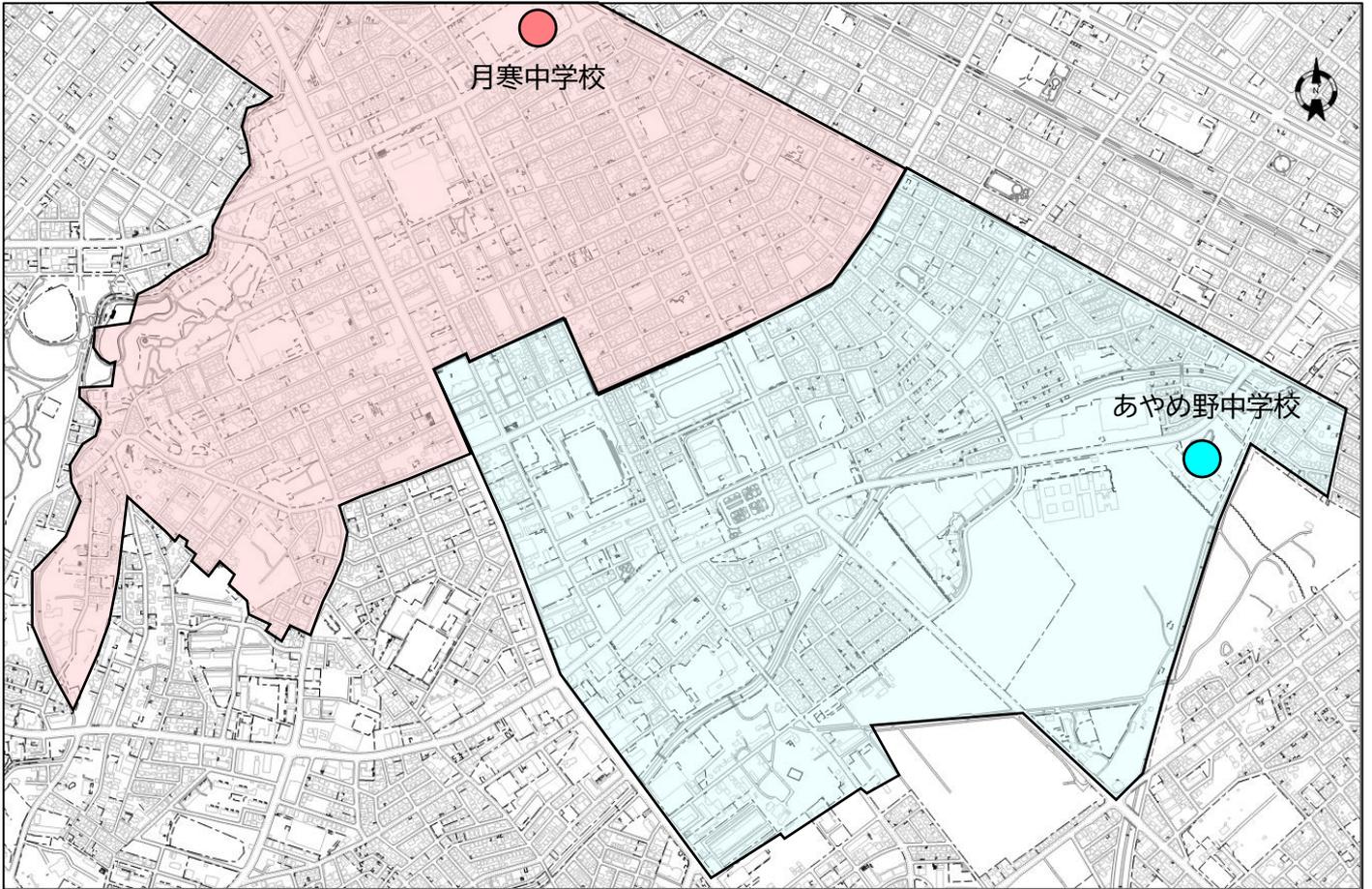
#### あやめ野小学校・月寒東小学校再編校

豊平区 月寒中央通 8 丁目(3 番~4 番) 月寒中央通 9 丁目(3 番) 月寒中央通 10 丁目(3 番~6 番) 月寒中央通 11 丁目(4 番~7 番) 月寒東1条8丁目~13丁目 月寒東 2 条 7 丁目~12 丁目	月寒東 3 条 3 丁目~10 丁目 月寒東 3 条 11 丁目(1 番 3 番 15 番) 月寒東 4 条 6 丁目~11 丁目 月寒東 5 条 5 丁目~14 丁目
--	---

#### 月寒小学校

豊平区 月寒中央通 1 丁目(1 番) 月寒中央通 2 丁目(1 番) 月寒中央通 3 丁目~6 丁目 月寒中央通 7 丁目 月寒中央通 8 丁目(1 番~2 番) 月寒中央通 9 丁目(1 番~2 番) 月寒中央通 10 丁目(1 番~2 番) 月寒中央通 11 丁目(1 番~3 番)	月寒東 1 条 3 丁目~7 丁目 月寒東 2 条 3 丁目~6 丁目 月寒西 1 条 2 丁目~11 丁目 月寒西 2 条 4 丁目~7 丁目 月寒西 3 条 4 丁目~6 丁目 月寒西 3 条 7 丁目(1 番~2 番) 月寒西 4 条 5 丁目
--	---

別紙図面4 現状の中学校通学区域



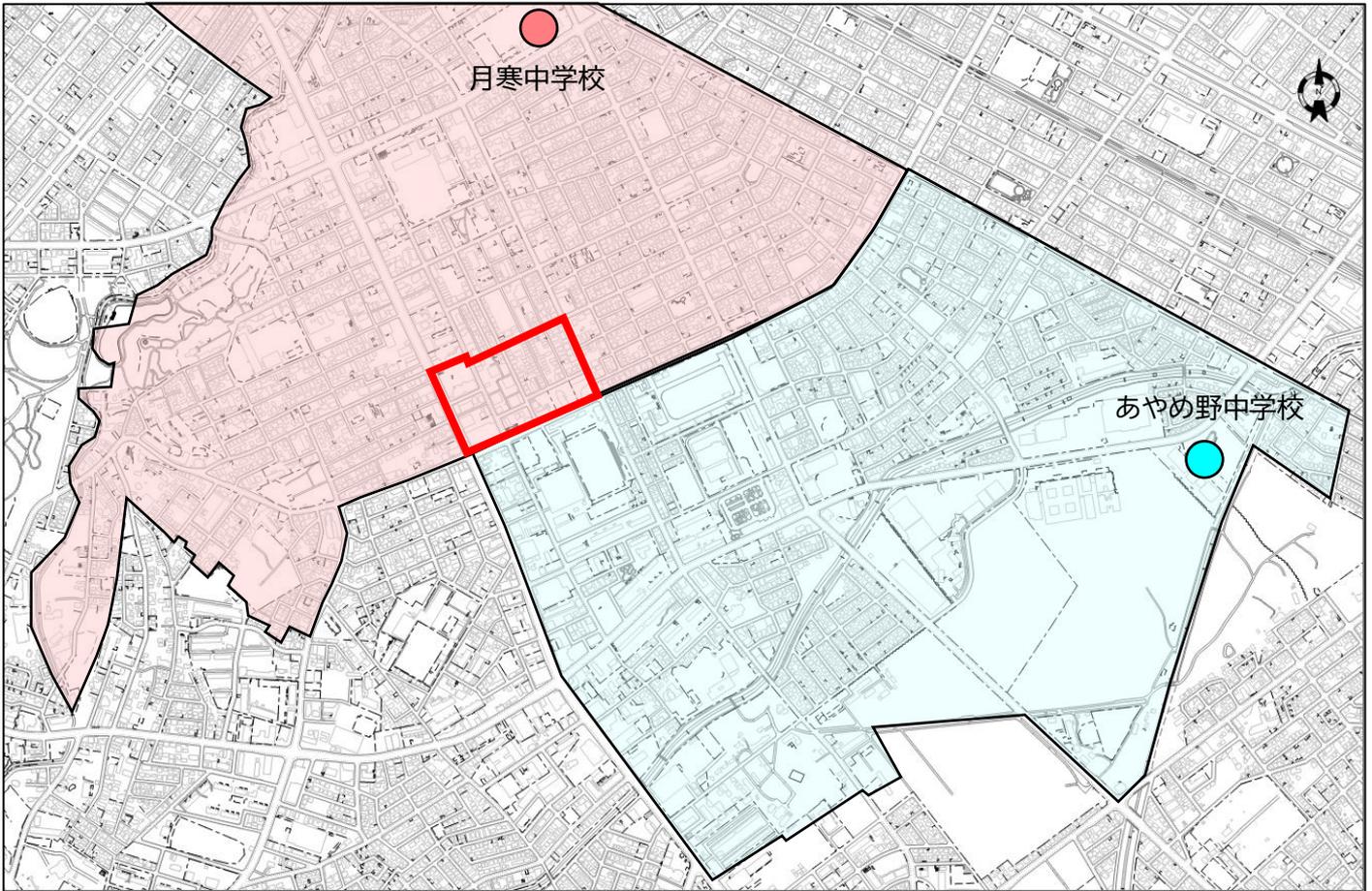
月寒中学校

豊平区 美園1条1丁目～8丁目 美園2条1丁目～8丁目 美園3条1丁目(1番) 美園3条2丁目(1番) 美園3条3丁目(1番) 美園3条4丁目～8丁目 美園4条4丁目～8丁目 月寒中央通1丁目～6丁目 月寒中央通7丁目(1番～5番) 月寒東1条1丁目～6丁目 月寒東2条1丁目～7丁目 月寒東3条3丁目～7丁目 月寒東4条6丁目～7丁目	月寒東5条5丁目～7丁目 月寒西1条2丁目～7丁目 月寒西2条4丁目～8丁目 月寒西3条4丁目～8丁目 月寒西3条9丁目(1番～5番 6番1号～5号 8号～10号) 月寒西4条5丁目～6丁目 月寒西4条7丁目(3番1号～11号 30号～33号 4番) 月寒西5条6丁目 月寒西5条7丁目(1番～3番) 月寒西5条8丁目(1番～3番) 月寒西5条10丁目(1番)
---	--

あやめ野中学校

豊平区 月寒中央通7丁目(6番～8番) 月寒中央通8丁目(3番～4番) 月寒中央通9丁目(3番) 月寒中央通10丁目(3番～6番) 月寒中央通11丁目(4番～7番) 月寒東1条7丁目～13丁目	月寒東2条8丁目～12丁目 月寒東2条13丁目(1番～2番 4番～5番) 月寒東3条8丁目～10丁目 月寒東3条11丁目(1番 3番 15番) 月寒東4条8丁目～11丁目 月寒東5条8丁目～14丁目
--	--

# 別紙図面5 変更後の中学校通学区域及び指定変更区域



赤字表記は変更となる部分

月寒中学校	
豊平区 美園1条1丁目～8丁目 美園2条1丁目～8丁目 美園3条1丁目(1番) 美園3条2丁目(1番) 美園3条3丁目(1番) 美園3条4丁目～8丁目 美園4条4丁目～8丁目 月寒中央通1丁目～6丁目 月寒中央通7丁目 月寒東1条1丁目～7丁目 月寒東2条1丁目～7丁目 月寒東3条3丁目～7丁目 月寒東4条6丁目～7丁目 月寒東5条5丁目～7丁目 月寒東5条5丁目～7丁目 月寒西1条2丁目～7丁目	月寒西2条4丁目～8丁目 月寒西3条4丁目～8丁目 月寒西3条9丁目(1番～5番 6番1号～5号 8号～10号) 月寒西4条5丁目～6丁目 月寒西4条7丁目(3番1号～11号 30号～33号 4番) 月寒西5条6丁目 月寒西5条7丁目(1番～3番) 月寒西5条8丁目(1番～3番) 月寒西5条10丁目(1番)  ※通学区域のうち下記の区域は、あやめ野小学校児童はあやめ野中学校を選択できる指定変更区域。 月寒中央通7丁目(6番～8番) 月寒東1条7丁目

あやめ野中学校	
豊平区 月寒中央通8丁目(3番～4番) 月寒中央通9丁目(3番) 月寒中央通10丁目(3番～6番) 月寒中央通11丁目(4番～7番) 月寒東1条8丁目～13丁目 月寒東2条8丁目～12丁目	月寒東2条13丁目(1番～2番 4番～5番) 月寒東3条8丁目～10丁目 月寒東3条11丁目(1番 3番 15番) 月寒東4条8丁目～11丁目 月寒東5条8丁目～14丁目